

更新日2016/05/16 13:21:00

社会福祉法改正について

社会福祉法人説明会・研修会資料

島根県健康福祉部地域福祉課

目 次

1 社会福祉法の主な改正内容	4
2 社会福祉法人制度の改革内容	
(1) 経営組織のガバナンスの強化	4
ア 評議員	5
(ア) 評議員と法人との関係	
(イ) 評議員の資格	
(ウ) 評議員の数	
(エ) 評議員の選任方法	
(オ) 評議員の任期	
(カ) 評議員会の権能	
(キ) 評議員会の開催・運営	
イ 理事	9
(ア) 役員	
(イ) 理事の選任・解任	
(ウ) 理事会	
(エ) 理事長	
(オ) 業務執行理事	
ウ 監事	12
(ア) 監事の資格	
(イ) 監事の選任	
(ウ) 監事の権限	
(エ) 監事の報酬及び費用請求	
エ 会計監査人	13
(ア) 会計監査人の選任・解任	
(イ) 会計監査人の責任と権限	
オ 役員等の損害賠償責任の明確化	15
(ア) 法人に対する責任	
(イ) 第三者に対する責任	
カ 罰則の強化	16
(ア) 背任罪等の適用	
(イ) 不法行為に対する過料の適用 ii	
(2) 事業運営の透明性の向上	17

ア定款の備え置き及び閲覧	
イ役員等の報酬の支給の基準の公表	
ウ会計基準の統一、会計書類の保管義務及び公表	
(ア) 会計基準の統一、届出及び保管	
(イ) 閲覧	
(3) 財務規律の強化	18
ア役員報酬基準の作成、公表	
イ役員等への特別な利益供与の禁止	
ウ社会福祉充実残高の明確化	
エ社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充計画の義務付け	
(ア) 社会充実計画の作成	
(イ) 計画の承認等	
(4) 地域における公益的な取組を実施する責務	21
(5) 行政の関与の在り方	22
ア指導監督機能の強化	
(ア) 立ち入り検査等に関する規定の整備	
(イ) 勧告・公表に関する規定の整備	
(ウ) 措置命令・解散命令	
(エ) 公益事業・収益事業の停止	
(オ) 所管庁の事業所所在地の知事等への協力依頼	
(カ) 知事等の所管庁に対する意見等	
イ国所管法人の都道府県への移管等	
ウ国、都道府県の支援	
3 既存法人の移行作業等	
(1) 改正社会福祉法の施行日の例外.....	24
ア公布の日	
イ平成28年4月1日	
(2) 既存法人が平成29年4月1日前に行う必要がある作業.....	24
ア定款の変更	
イ評議員の選任	
ウ新役員等候補者の選定	
4 各年度における主な作業スケジュール	28

1 社会福祉法の主な改正内容

○社会福祉法人制度の改革

- 1 経営組織のガバナンスの強化
- 2 事業運営の透明性の向上
- 3 財務規律の強化
(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・
社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)
- 4 地域における公益的な取組を実施する責務
- 5 行政の関与の在り方

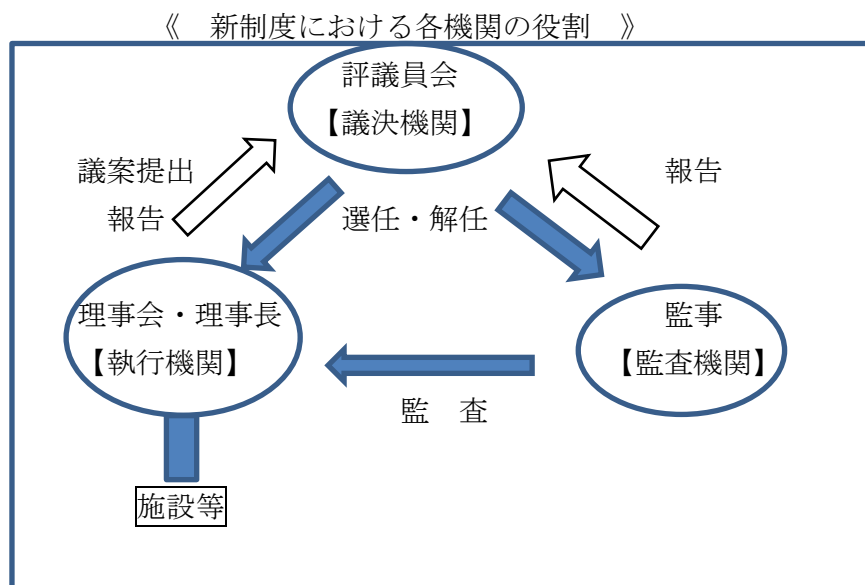
○福祉人材の確保の促進

2 社会福祉法人制度の改革内容

(1) 経営組織のガバナンスの強化

評議員会は旧社会福祉法では任意設置であり、保育園や介護保険事業のみを営んでいる法人では設置されていない例もあった。改正社会福祉法（以下「改正法」という。）は評議員会を必置化し、重要事項の決議をさせることによって、理事会への牽制機能を持たせている。

また、理事や監事の権限や責任の明確化を図っている。



ア 評議員

評議員会はこれまで諮問機関として位置付けられていたが、改正法では議決機関として位置付けられた。

また、すべての社会福祉法人が必ず設置しなければならない機関とされたため、これまで評議員会を設置していなかった法人も評議員会を設置しなければならないことになる。

既存の法人において旧法に基づいて選任された評議員は、その任期にかかわらず、改正法の施行日の前日（平成 29 年 3 月 31 日）に任期が満了。（附則第 9 条③）。

（ア）評議員と法人との関係

社会福祉法人と評議員との関係は民法上の委任契約となる（改正法第 38 条）。

評議員は法人に対して善管注意義務を負い、善管注意義務は、「その人の職業や社会的地位等から考えて普通に要求される程度の注意」とされている。

義務違反の事実があれば、「債務不履行」により「損害賠償」を求められる可能性もある。

（イ）評議員の資格

次に掲げる者は評議員となることができない。（改正法第 40 条①）

欠格事由

- ・法人
 - ・成年被後見人又は被保佐人
 - ・社会福祉法等の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（※1）
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員
- ※1 社会福祉法等：社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法

また、評議員には次のような条件が課せられている。（改正法第 40 条②～⑤）

- ①役員（理事・監事）及びその法人の職員は兼務できない
- ②理事の数より多くなければならない
- ③評議員のうちに各評議員についての配偶者及び三親等内の親族等がいてはならない
- ④評議員の中には役員等の配偶者及び三親等内の親族等がいてはならない

評議員は社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者の中から定款の定めにより選任することとされている。（改正法第 39 条）

つまり、法人の理念や経営状況を理解した上で、中立的な立場から審議でき

る者を選ぶことが求められる。

評議員の候補となる人材の例としては、次のような者が考えられるが、今後、国から幅広く例示される見込み。

(評議員の人材の例)

社会福祉事業や学校などその他の公益事業の経営者
社会福祉に関する学識経験者（大学教員等）
社会福祉法人に関与したことがある弁護士、公認会計士、税理士
地域の福祉関係者（民生委員・児童委員）
退職後一定期間の経過した社会福祉法人職員OB
地域の経済団体が適切なものとして推薦する者

（平成 27 年度都道府県経営協「社会福祉法人制度改革対応セミナー」資料）

(ウ) 評議員の数

定款の定める理事の数を超える数とされている。（改正法第 40 条③）理事は 6 名以上とされているので、7 名以上が必要となる。

また、これまで評議員は理事を兼ねることができたが、改正法では役員との兼務が認められなくなる。

さらに当該法人の施設職員（施設長や事務長など）も評議員となることはできない。このため、既存の法人が設置している評議員会もこれらの条件にあてはまる者は、改正法に基づく評議員の候補となることはできないことに注意。

なお、小規模な法人については、法施行から 3 年間は評議員の数を 4 名以上とする経過措置が採られる。（附則第 10 条）

「小規模な法人」の基準は現時点では不明。1 法人 1 施設のような小規模な法人又は一定の収益を下回る法人を想定。（政令による）

(エ) 評議員の選任方法

評議員の選任方法は定款の定めによる。（改正法第 39 条）

定款の定めによるとしても、理事又は理事会が評議員を選任することはできない。（改正法第 31 条⑤）社会保障審議会福祉部会報告書によれば、評議員の選任は選定委員会又は評議員会の議決等によることとされている。このため、既存の法人の手続きとしては、まず選定委員会を設置し、理事会から選定委員会に評議員候補者を推薦して決議してもらう方法によることが想定される。

なお、既存の法人は平成 28 年 8 月頃に国から示される定款準則に則って定款変更を行い、平成 29 年 3 月までに所轄庁の認可をうけることになる。その際に評議員の選任方法を定款に定めることになる。

参考として公益財団法人の定款記載例を以下のとおり掲載

【参考】

公益財団法人のモデル定款【内閣府】（平成 21 年 11 月改訂版）

(評議員の選任及び解任)

第 11 条評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況

(オ) 評議員の任期

評議員の任期は 4 年以内だが、定款によって 6 年以内までに伸長することができる。(改正法第 41 条)

改正法では、任期の終期を「選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時」というような定め方をする。これまでの任期のようにあらかじめ日付が決まっているわけではない。

(カ) 評議員会の権能

評議員会はこれまでの諮問機関から議決機関となる。つまり法人運営の基本ルールや体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付けられる。

評議員会は強大な権限を持つが、「社会福祉法に定められていること」と「定款に定めた事項」に限り決議をすることができる。(改正法第 45 条の 8 ②)

また、評議員会の決議を必要とする事項については、たとえ定款で理事や理事会が決定できると定めても無効。(改正法第 45 条の 8③)

評議員会の議決事項

- ・役員（理事・監事）と会計監査人の選任及び解任
（第 43 条①、第 45 条の 4①②）
- ・定款の変更（第 45 条の 36①）
- ・決算の承認（第 45 条の 30②）
- ・理事・監事の報酬（第 45 条の 16④、第 45 条の 18③、準用：一般社団法）
- ・評議員、理事、監事の報酬の基準の承認等（第 45 条の 35②）
- ・法人の解散、清算、合併
- ・定款で定めた事項(第 45 条の 8③)

なお、理事は定時評議員会において事業報告を行う必要がある。（改正法第 45 条の 30）

(キ) 評議員会の開催・運営

定時評議員会は、毎会計年度終了後一定の時期(※)に開催（改正法第 45 条の 9 ①）し、一週間前までに理事が書面通知（電磁的方法も可）により招集する。（同条⑩:準用一般社団法第 182 条）

※定時評議員会の日の2週間前の日に計算書類等を主たる事務所に備え置かねばならない(改正法第 45 条 32①)ため、決算理事会後 2 週間の間を開けて定時評議員会を開催することとなる。

決議は、議決に加わることができる評議員の過半数出席で、出席者の過半数により決議する。（同条⑥）

ただし、次の事項は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決定することが必要。（同条⑦）

《特別議決事項》

- 1 役員解任のうち、監事の解任
- 2 社会福祉法人に対する役員の損害賠償の一部免除
- 3 定款の変更
- 4 解散
- 5 吸収合併、新設合併契約の承認など

なお、評議員会の決議については、次のような規定が新たに加わった。（改正法第 45 条の 9⑩:準用一般社団法人法第 194 条①）

- ①ある議題について、評議員全員が書面（又は電磁的記録）で同意した場合は、その議題については決議があったものとみなされ、決議を省略することができる。
- ②定時評議員会のすべての議題について、上記①により評議員全員が書面で同意し決議があったとみなされるときは、その時に定時評議員会が終結したものとみなされる。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(評議員会の決議の省略)

第 194 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 略

3 略

4 第 1 項の規定により定時評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結したものとみなす。

評議員会の議事は、省令の定めに従い議事録を作成しなければならない。評議員会の日から 10 年間主たる事務所に備え置き、従たる事務所に 5 年間備え置く。

(改正法第 45 の 11①②③)

イ 理事

(ア) 役員

役員とは、理事及び監事をいう。

(イ) 理事の選任・解任

理事の選任は、評議員会の決議による。(改正法第 43 条①)

理事の人数は 6 人以上 でなければならない。(改正法第 44 条③)

また、理事の欠員が定数の 3 分の 1 を超えた場合は遅滞なく補充しなければならない。(改正法第 45 条の 7)

理事の任期は選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされているが、定款で短縮することができる。(改正法第 45 条)

既存法人の理事・監事の任期

既存の法人において平成 29 年 4 月 1 日に在任する役員の任期は、その任期にかかわらず 平成 29 年 4 月以降に開催される最初の定時評議員会の終結の時まで。(附則第 14 条)

よって、最初の定時評議員会において、改正社会福祉法に基づく役員を選任する必要がある。(法第 43 条①)

理事の欠格事由は、評議員と同じ。(改正法第 44 条①、第 40 条①)

また、理事には次の者が含まれている必要がある。(改正法第 44 条④)

- ・社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ・その法人が事業を行っている区域における福祉の実情に通じている者
- ・その法人が施設を設置している場合は、その施設の管理者

また、理事についても次のような制限がある。(同条⑥)

- ①各理事について、その配偶者及び三親等内の親族、その他省令で定める理事と特殊な関係にある者が3人を超えることはできない。
- ②当該理事、その配偶者及び三親等以内の親族、その他政令で定める理事と特殊な関係にある者が理事の総数の3分の1を超えることはできない。

理事は評議員会の決議により解任ができるが(改正法第45条の4)、理事の解任は次のいずれかを要件とする場合に限られる。

- ①職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- ②心身の故障のため、職務に支障があり、又はこれに堪えないとき

ただし、普通決議なので、上記の要件に該当するときには原則として評議員の過半数が出席し、その過半数の決議で理事は解任される。(改正法第45条の9⑥)

(ウ) 理事会

a 組織・職務

理事会は、すべての理事で組織する。(改正法第45条の13①)

理事会は経営者として、法人の業務執行の決定や理事の職務執行の監督などの職務を担う。(同条②)

- ①社会福祉法人の業務執行の決定
- ②理事の職務の執行の監督
- ③理事長の選定及び解職

b 招集

理事会は各理事が招集できるが、定款又は理事会で理事会を招集する理事(招集権者)を定めることができる。(改正法第45条の14①) この場合、他の理事は招集権者に目的の事項を示して招集を請求することができる。(同条②)

理事会を招集する者は、理事会の日の一週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。(同条⑨:準用一般社団法人第94条)

c 議事

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数により行う。(定款で出席や採決の割合を上回る数に定めることも可。)(同条④) 決議について特別の利害関係を有している理事は、議決に加わることはできない。(同条⑤)

理事会の議事は、省令の定めに従い議事録を作成し、書面をもって作成した場合は、理事及び監事が署名(又は記名押印)しなければならない。(定款で署名理事を理事長と定めることもできる。)(同条⑥) 議事録を電磁的記録で作成した場合は、記録された事項について、省令で定める署名又は記名押印に変わる措置を採らなければならない。(同条⑦)

d 委任の禁止

次の事項については、理事長等に委任することができない。(改正法第 45 条の 13④)

- 1 重要な財産の処分及び譲受け
- 2 多額の借財
- 3 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- 4 従たる事業所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 5 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等の整備
- 6 役員等又は評議員がその任務を怠ったため、社会福祉法人が損害を受けたときの損害賠償責任の免除
- 7 その他の重要な業務執行の決定

e 報酬等

理事の報酬（報酬、賞与その他職務執行の対価として法人から受ける財産上の利益をいう）は、定款に定めるか評議員会で定める。(改正法第 45 条の 16④、準用：一般社団法人法第 89 条)

この場合の報酬は、省令で定めるところにより民間の役員の報酬等及び従業員の給与や法人の経理の状況等を考慮して、不当に高額にならないよう支給基準を定め、評議員会の承認を受けなければならない。(改正法第 45 条の 35)

(エ) 理事長

a 選定

理事長は理事会で選定する。(改正法第 45 条の 13②)

理事長は理事の中から 1 名を選定する。(同条③)

b 権限等

理事長は法人の業務を執行し、理事長の権限は、社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。(改正法第 45 条の 17①)

理事は法令及び定款を順守し、社会福祉法人のため忠実に、その職務を行わなければならない。(改正法第 45 条の 16①)

理事長は社会福祉法人の業務を執行し（同条②）、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。(定款に定めれば年に 2 回とすることも可。)(同条③)

また、その権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。(改正法第 45 条の 17②) したがって、理事長の権限は、理事の中でも極めて大きいことになる。

それに対し、理事長の暴走を止めるための合議体として理事会が存在し、理事会は法人の業務執行決定権と各理事相互間の監督義務がある(改正法第 45 条の

13②)。よって理事の責任は極めて重大である。もしも理事長の暴走が止められなければ責任を問われる可能性がでてくる。

c 解 職

理事長は理事会で解職される。(改正法第 45 条の 13②)

(オ) 業務執行理事

理事会の決議により理事長以外の理事を法人業務を執行する理事として選定することができる。(改正法第 45 条の 16②)

業務執行理事も、3 か月に 1 回以上理事会に職務執行状況を報告する義務がある。(定款に定めれば年に 2 回とすることも可。)(改正法第 45 条の 16③)

ウ 監 事

改正法では、監事の権限、理事会への出席や報告の義務並びに責任を明確に定めている。

(ア) 監事の資格

監事は必置の機関であり、(改正法第 36 条) 2名以上でなければならない。(改正法第 44 条③)

監事の欠格事由は評議員に同じ。(改正法第 44 条①、準用：第 40 条①)

監事はその法人の理事又は職員を兼ねることができない。(改正法第 44 条②)

さらに、監事には次の者が含まなければならない。(同条⑤)

- ・ 社会福祉事業について識見を有する者
- ・ 財務管理について識見を有する者

監事にも、次のような制限がある。(同条⑦)

監事のうちに各役員について、その配偶者及び三親等内の親族、その他省令で定める各役員と特殊な関係にある者が含まれることはできない。

(イ) 監事の選任

監事の選任は、評議員会の決議による。(改正法第 43 条①)

また、任期は理事と同様に選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであるが、定款で短縮することもできる。(改正法第 45 条)

(ウ) 監事の権限等

監事は理事の職務執行を監査し、監査報告を作成する。(改正法第 45 条の 18 ①) また、毎会計年度の計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び事業報告書並びに附属明細書を監査する。(改正法第 45 条の 28①)

このため、新たに、いつでも理事や法人の職員に対して事業の報告を求め、又は、自ら法人の業務や財産の状況の調査をすることができることとされたほか(改正法第 45 条の 18②)、次のような義務や権限が定められている。(同条③：準用一般社団法人法第 100 条～第 103 条)

①理事会への報告義務（一般社団法人法第 100 条）

理事が不正な行為をし又は行為をするおそれがあると認めるとき、あるいは法令・定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは遅滞なく理事会に報告する。

②理事会への出席義務（同法第 101 条）

理事会に出席し、必要があるときは意見を述べる。また必要があるときは、理事会を招集することを理事に請求できる。

もしも速やかに（5 日以内に 2 週間以内の期日）招集通知が発せられない場合には、請求した監事が理事会を招集できる。

③評議員会への報告義務（同法第 102 条）

理事が評議員会に提出する議案や書類等を調査し、法令又は定款違反があるとき、著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告する。

④理事の行為の差止め（同法第 103 条）

理事が社会福祉法人の目的の範囲外の行為もしくは法令定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為により、社会福祉法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときには、理事に対しその行為をやめることを請求することができる。

(エ) 監事の報酬及び費用等の請求

改正法は監事に理事とは独立した権限を与え義務を課している。このため監事の報酬や費用の請求についても規定が設けられている。(改正法第 45 条の 18

③: 準用一般社団法人法第 105 条、第 106 条)

①報酬（一般社団法人法第 105 条）

監事の報酬は、定款でその額を定めていないときは評議員会で決める。また、監事は評議員会で、報酬について意見を述べることができる。

②費用等の請求（一般社団法人法第 106 条）

監事は、社会福祉法人に対して費用の前払いの請求、支出費用の請求等ができる。

社会福祉法人は、その費用などが当該監事の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

エ 会計監査人

(ア) 会計監査人の選任・解任

a 要件

社会福祉法人は、会計監査人を置くことができ、会計監査人を置く場合は定款の定めによる。(改正法第 36 条②)

会計監査人は、公認会計士か監査法人でなければならない。(改正法第 45

条の2) 政令で定める一定の事業規模以上の社会福祉法人(「特定社会福祉法人」)は、会計監査人を置かなければならない。(改正法第37条)

事業規模については、社会保障審議会福祉部会報告書では次のとおり示されている。

必置法人の条件(想定)

①収益10億円以上(段階的に対象範囲を拡大)

②負債20億円以上

特定社会福祉法人でない法人においても、任意で、定款に定めるところにより、会計監査人を置くことが出来る。会計監査人が設けられた趣旨は、公開される財務諸表が適正なものとなるための担保であるとともに、適正な法人運営を行うための財務面からの担保であるとされており、特定社会福祉法人でない法人であっても積極的な検討が望まれる。

b 選任・解任の方法

会計監査人は、役員と同様に評議員会の決議により選任する。(改正法第43条①)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会(当初は平成30年度の定時評議員会)の終結の時までであるが、この評議員会で別段の決議がなされなければ再任されたものとみなされる(みなし再任)。(改正法第45条の3②)

会計監査人は、評議員会の決議で解任できる。(改正法45条の4②)

また、監事は、次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任できる。(改正法第45条の5①・②)

①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

②会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

③心身の故障のため、職務執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

この場合、監事は、解任の趣旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。(同条③)

(イ) 会計監査人の責任と権限

a 職務と権限

会計監査人は、社会福祉法人の計算書類と計算書類の附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。(改正法第45条の19①)

会計監査人は、上記のほか、財産目録その他の省令で定める書類を監査する。(同条②)

会計監査人は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する書類を閲覧及び謄写をし、理事及び社会福祉法人の職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。(同条③)

また、必要があるときは、社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。(同条④)

b その他の義務等

会計監査人には、理事の職務の執行に関し不正行為等を発見したときの監事への報告義務がある。また、監事と会計監査人が意見を異にするときには、定時評議員会で意見を述べることができ、評議員会に出席を求められたときは、出席し意見を述べなければならない。(同条⑥、一般社団法人法第 108、109 条)

c 制 限

会計監査人は、その職務を行うに当たり、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。(改正法第 45 条の 19⑤)

- ①公認会計士法により会計監査をできない者(法人と著しい利害関係を有する者等)
- ②その法人の理事、監事又は職員
- ③その法人から公認会計士あるいは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

d 報 酬

理事は会計監査人の報酬の決定にあたっては、監事の過半数(2人の場合は全員)の同意が必要となる。(同条⑥、準用一般社団法人法第 110 条)

オ 役員等の損害賠償責任の明確化

(ア) 法人に対する責任

役員等(理事・監事及び会計監査人)及び評議員は、その任務を怠ったときは、社会福祉法人に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。(改正法第 45 条の 20①)また、理事は自己取引や利益相反取引等により法人に損害が生じたときは、取引した理事だけでなく、理事会で議決に賛成した理事もその任務を怠ったものと推定される。(改正法第 45 条の 20③)なお、理事会の議決に参加した理事で、議事録に異議をとどめない場合、その決議に賛成したものと推定される。(改正法第 45 条の 14⑧)

ただし、社会福祉法人に対する責任については、役員等が善意で重大な過失が無い場合に限り責任の一部免除や責任限定契約も認められている。(改正法第 45 条の 20④、準用：一般社団法人法第 112 条～第 116 条)

(イ) 第三者に対する責任

役員等又は評議員は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。(改正法第 45 条の 21①)

特に役員等は、次の場合にも第三者への損害賠償責任を負う。

理事：計算書類等への虚偽記載、虚偽の登記、虚偽の公告を行ったとき

監事：監査報告書に虚偽の記載又は記録を行ったとき
会計監査人：会計報告書に虚偽の記載又は記録を行ったとき
ただし、その者が注意を怠らなかつたことを証明したときは、責任が免除される。(同条②)

なお、他の役員等や評議員もその損害賠償責任を負うときは、連帯債務者となる。(改正法第 45 条の 22)

カ 罰則の強化

(ア) 背任罪等の適用

①背任罪

評議員、理事又は監事が自己又は第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を与える目的で、その任務に背く行為をし、その法人に財産上の損害を加えたときは、7年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又は併科される。(改正法第130条の2①)

なお、未遂の場合も罰せられる。

②収賄・贈賄罪

評議員、理事又は監事、会計監査人若しくは監査法人の社員等がその職務に関して、不正の依頼(請託)を受けて、財産上の利益を収受し、又は自らその利益の要求若しくは利益を受け取る約束をしたときは、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処せられる。

また、その収賄の相手(利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者)は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる。(改正法第130条の3①②)

(イ) 不法行為に対する過料の適用

評議員、理事、監事、会計監査人若しくは法人の職員等が次に該当したときは、20万円以下の過料に処せられる。(改正法第133条)

- ・社会福祉法に基づく政令の規定による登記を怠ったとき
- ・公告を怠り又は不正の公告を行ったとき
- ・正当な理由なく書類の閲覧や交付等を拒んだとき
- ・定款の変更の届出をしなかつたとき、又は虚偽の届出をしたとき
- ・定款、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び附属明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告その他の書面(電磁記録)に記載もしくは記録すべき事項を記載しなかつたり、虚偽の記載等をしたとき
- ・帳簿や書類若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき
- ・所轄庁への報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は所轄庁の職員による検査を拒み若しくは妨害や忌避したとき

(2) 事業運営の透明性の向上

改正法では、社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、情報公開の対象範囲の拡大とルールの明確化を図ることとしている。これまで公開していた事業報告書や決算書類のほか、定款、事業計画書、役員報酬基準が新たに閲覧対象となった。

また、閲覧を請求できる者を利用者等に限定せず、誰でも請求できるように改められ、法人は正当な理由がない限り、これを拒むことはできない。

ア 定款の備置き及び閲覧

定款は法人の主たる事務所及び従たる事務所に備え置きしなければならない。(改正法第 34 条の 2①)

評議員及び法人の債権者は、定款の閲覧や謄本又は抄本を請求することができる。(同条②)

また、それ以外の者から閲覧の請求があった場合も、正当な理由なく拒否することはできない。(同条③)

社会福祉法人は、定款の認可を受けたとき、もしくは定款の変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったときは、定款の内容を公表(インターネットの利用により行う)しなければならない。(改正法第 59 条の 2①1)

イ 役員等の報酬の支給の基準の公表

社会福祉法人は役員等の報酬の支給の基準を公表しなければならない。(改正法第 59 条の 2①2)

ウ 会計基準の統一、会計帳簿の保管義務及び公表

(ア) 会計基準の統一、届出及び保管

社会福祉法人は、省令で定める基準にしたがって会計処理を行い(改正法第 45 条の 23)、適時、正確な会計帳簿を作成しなければならない。(改正法第 45 条の 24①)

社会福祉法人は、会計年度の終了後 3 か月以内に計算書類等(計算書類、事業報告書、附属明細書、監査報告(会計監査報告))及び財産目録等(財産目録、役員等名簿、報酬等の支給基準を記した書類、事業概要その他省令で定める事項を記載した書類)を所轄庁に届出なければならない。(改正法第 59 条①)

社会福祉法人は、所轄庁に計算書類や財産目録等の届出を行ったときは、遅滞なく、省令で定めるところにより届け出た書類のうち省令で定める書類(貸借対照表、収支計算書及び現況報告書)の内容をインターネットの利用により公表しなければならない。(改正法第 59 条の 2②2)

また、会計帳簿はその閉鎖の時から10年間、事業に関する重要な資料とともに保存しなければならない。(改正法第 45 条の 24②)

(イ) 閲覧及び備え置き

評議員は会計帳簿（書面又は電磁的記録）の閲覧及び謄写を請求することができる。（改正法第 45 条の 25）

また、これまでサービスの利用者等からの請求があった場合に限られていた事業報告書等の閲覧は、計算書類等及び財産目録等について、利害関係者以外からの請求であっても、正当な理由なく拒否することはできない。（改正法第 45 条の 32④、第 45 条の 34③）

さらに、裁判所は訴訟の当事者に対して計算書類及びその附属明細書の提出を命じることができる。（改正法第 45 条の 33）

毎会計年度終了後 3 か月以内に、省令で定めるところにより、財産目録、役員等名簿、報酬等の支給基準を記載した書類、現況報告書を 5 年間主たる事務所に、その写しを 3 年間従たる事務所に備え置かなければならない。（改正法第 45 条の 34①）

（3）財務規律の強化

ア 役員報酬基準の作成、公表

役員報酬等については、社会保障審議会福祉部会報告書において、報酬が不当に高額なものとならないよう、理事会の議決を経て理事長が定める現行の取扱いを改め、定款の定め又は評議員会の決議により決定することとし、また、公益財団法人等と同様に、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準を法人が定め、公表することを法律上義務付けることとされた。

これを受け、改正法では、社会福祉法人は、役員（理事、監事）及び評議員に対する報酬等について、省令で定めるところにより、民間事業者の役員報酬や従業員の給与、その法人の経理状況やその他の事情を考慮して、不当に高くないよう支給の基準を定めなければならないとしている（改正法第 45 条の 35①）。

また、この報酬の支給の基準は評議員会の承認を受けなければならない（同条②）、法人はその基準にしたがって報酬を支給し（同条③）、その報酬の支給の基準を公表しなければならない（改正法第 59 条の 2①2）。

なお、福祉部会報告書においては、「役員区分ごとの報酬総額（職員給与又は職員賞与として支給されるものを含む）を公表する」とされており、個々の役員等の報酬額ではない。「個別の役員等の報酬額については勤務実態に即したものであるかどうかを確認する観点から所轄庁への報告事項とする」こととされている。

イ 役員等への特別な利益供与の禁止

社会福祉法人は事業の実施に当たり評議員、理事、監事、職員その他政令で定めるその法人の関係者に対し、特別な利益を与えてはならない。（改正法第 26 条の 2）

参考までに、税法上では一般社団・財団法人の行う非営利事業が非課税とされるためには、特別な利益供与の禁止が要件となっており、特別な利益の供与として次

のような例が示されている。

- ①法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する土地、建物その他の資産を無償又は通常よりも低い賃貸料で貸し付けていること
- ②法人が、特定の個人又は団体に対し、無利息又は通常よりも低い利率で金銭を貸し付けていること
- ③法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する資産を無償又は通常よりも低い対価で譲渡していること
- ④法人が、特定の個人又は団体から通常よりも高い賃借料により土地、建物その他の資産を賃借していること又は通常よりも高い利率により金銭を借り受けていること
- ⑤法人が、特定の個人又は団体の所有する資産を通常よりも高い対価で譲り受けていること又は法人の事業の用に供すると認められない資産を取得していること
- ⑥法人が、特定の個人に対し、過大な給与等を支給していること

現在、社会福祉法人新会計基準において、役員及びその近親者等関連当事者との取引については、財務諸表の注記事項として記載し公表しており、注記への記載を求める範囲については、関連当事者との取引額が年間 1,000 万円を超える取引とされている。これについても、福祉部会報告書において、現況報告書及び現行の社会福祉法人会計基準における財務諸表の注記事項として関連当事者との取引内容の開示の対象となる取引の範囲について、公益法人会計基準と同様に取引額が 100 万円を超える取引とする必要があるとされたところであり、これを踏まえ、今後、必要な見直しが行なわれる予定である。

ウ 社会福祉充実残高の明確化

福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度では十分に対応できない者に対する支援の必要性が高まっている中、社会福祉法人については、その本旨に従い、他の経営主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。

改正法では、毎会計年度において、次により計算した額（社会福祉充実残額）が生じるときは、社会福祉充実計画を作成し、これを所轄庁に提出し、承認を受けなければならないとされた（改正法第 55 条の 2 ①）。

（計算式）

《貸借対照表の「資産の部」－「負債の部」で得た額》

－ 《現に行っている事業を継続するために必要な額》＝社会福祉充実残額

上記の計算式の「現に行っている事業を継続するために必要な額」は、省令で定めるが、次のものが含まれるとされている。

- ①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等（土地、建物、設備等）
- ②現在の事業の再生産に必要な財産（建替、大規模修繕に必要な自己資金）
- ③必要な運転資金（事業未収金、緊急の支払いや当面の出入金のタイムラグへの対応）
- ④基本金及び国庫補助等特別積立金

対象となる会計年度は、平成 29 年 4 月 1 日以降に開始する会計年度からとなる。（附則第 23 条）

上記の計算の結果、社会福祉充実残高の生じた法人は、平成 29 年 6 月末までに社会福祉充実計画を策定し、所轄庁に提出しなければならない。

各法人においては、平成 27 年度の決算作業の中で法人における社会福祉充実残額がどの程度の額になるのか予測しておくことが必要となる。

エ 社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充計画の義務付け

（ア）社会福祉充実計画の作成

社会福祉法人は、毎会計年度において、社会福祉充実残額がある場合は、社会福祉充実計画を作成し、会計年度終了後 3 月以内に所轄庁に提出し承認を受けなければならない（改正法第 55 条の 2②）。

社会福祉充実計画

- ①既存の社会福祉事業又は公益事業の充実（拡充）
- ②新規の社会福祉事業・公益事業の実施

《計画の記載事項》

- 1 事業の規模・内容
- 2 事業を実施する区域
- 3 実施に要する費用の額
- 4 社会福祉充実残額
- 5 計画の実施期間
- 6 その他省令で定める事項

社会福祉充実計画の規模及び内容の記載にあたっては省令で定める。何の事業を行うかについては、次の順序で検討することになっている。（同条④）

- ①社会福祉事業又は公益事業(※ 1)
- ②地域公益事業(※ 2)
- ③公益事業（①と②以外のもの）

※ 1 ①は次の事業

- (1) 社会福祉法第 2 条第 2 項に定める第 1 種社会福祉事業
- (2) 同条第 3 項に定める第 2 種社会福祉事業の内、第 1 号（生計困難者に対する相談事業）～第 9 号（無料低額診療事業）までの事業であって、規模要件（常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うもの）にあつては

5人、その他のものにあつては20人（政令で定めるものにあつては、10人）を満たさないため社会福祉事業に含まれないとされている事業。

※2②の地域公益事業とは、上記※1の公益事業を除き日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対して、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。（改正法第55条の2④2）

計画の作成に当たっては、その事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士等の財務に関する専門的な知識経験を有する者として省令で定める者の意見を聴かなければならない。（同条⑤）

また、公益事業のうち地域公益事業の計画作成に当たっては、内容及び事業区域の需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。（同条⑥）

（イ）計画の承認等

社会福祉充実計画は評議員会の承認を受けなければならない。（同条⑦）

その後、社会福祉充実計画は所轄庁に申請し、その承認を受けなければならない。所轄庁は、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次のいずれにも適合すると認めるときは承認をする（同条⑨）。

ア 社会福祉事業又は公益事業の規模及び内容が、社会福祉充実残額に照らして適切なものであること

イ 社会福祉事業の規模及び内容が、事業区域における需要及び供給の見通しに照らして適切なものであること

ウ 地域公益事業の規模及び内容が、事業区域における需要に照らして適切なものであること

エ その他省令で定める要件に適合すること

なお、所轄庁は社会福祉充実計画の作成及び実施に関して、助言その他の支援をすることとされている（同条⑧）。

社会福祉充実計画の承認を受けた社会福祉法人は「承認社会福祉充実計画」に従って事業を行わなければならない（同条⑩）。

また、承認社会福祉充実計画の変更は、省令で定める軽微な変更を除きあらかじめ所轄庁の承認を受けなければならない（改正法第55条の3①）。なお、軽微な変更をしたときは、遅滞なく所轄庁に届け出なければならない（同条55条の3②）

（4）地域における公益的な取組を実施する責務

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすだけでなく、営利企業など他の経営主体では困難な福祉ニーズに対応することが求め

られる法人であり、人口構造の高齢化、地域社会や家族の変容に伴い福祉ニーズが多様化、複雑化する中、その役割は益々重要になってきている。

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」については、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（平成 27 年 4 月 17 日付社会・援護局福祉基盤課長通知）においても社会福祉法人の積極的な取り組みが求められ、これまで、ほとんどの社会福祉法人において、何らかの形で取り組んでいるところである。

こうした状況を踏まえ、税制優遇措置が講じられている公益性の高い法人としての在り方を徹底し、その役割を明確化する観点から、地域における公益的な取組を行う責務が法律上明文化された。

改正法では、社会福祉法人が社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、無料又は低額な料金を福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として規定している（改正法第 24 条②）。

（５）行政の関与の在り方

ア 指導監督機能の強化

（ア）立ち入り検査等に関する規定の整備（一部新規）

改正法では、社会福祉法人の不適切な運営に対する実効性のある是正措置を講ずるため、立ち入り検査等に関する規定が整備された。

所轄庁の長（厚生労働大臣、知事、市長）は、社会福祉法の施行に必要な限度において、次のような権限を有する。（改正法第 56 条①）

- ①法人の業務もしくは財産の状況について報告の求めること
- ②所轄庁の職員による事務所その他の施設への立ち入ること
- ③業務・財産の状況もしくは帳簿、書類その他の物件の検査すること

ただし、立ち入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものではない。（同条③）

（イ）勧告・公表に関する規定の整備（新設）

改正法では、新たな措置として勧告と公表の規定が追加された。

社会福祉法人が法令や行政庁の処分及びその法人の定款に違反し、又は運営が著しく適性を欠くと認めるときは、所轄庁は期限を定めて改善を勧告することができる。（改正法第 56 条④）

また、改善勧告によっても法人が期限内に従わなかったときは、所轄庁はその旨を公表することができる。（同条⑤）

（ウ）措置命令・解散命令（従来どおり）

上記の勧告に対し、その社会福祉法人が正当な理由なく改善勧告に係る措置を採らなかったときは、所轄庁は期限を定めて改善勧告に係る措置を取るよう

命ずることができる。(同条⑥)

また、この命令に従わなかった場合は、所轄庁は期限を定めて業務の停止(全部又は一部)を命じ、又は役員解職を勧告することができる。(同条⑦)

さらに、所轄庁は社会福祉法人が法令や行政庁の処分及びその法人の定款に違反し、他の方法により監督の目的が達成されないとき、又は正当な事由なく1年以上その目的とする事業を行わないときは、解散を命じることができる。(同条⑧)

(エ) 公益事業・収益事業の停止(従来どおり)

所轄庁は、公益事業や収益事業を社会福祉法人が実施しているときに、次のような問題が生じている場合には、その事業の停止を命じることができる。(法第57条)

- ①定款で定められた以外の事業を行っている
- ②収益事業の収益を社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用している
- ③公益事業や収益事業の実施により、法人の社会福祉事業に支障があること

(オ) 所轄庁の事業所所在地の知事等への協力依頼(新規)

所轄庁は、前述の(ア)から(エ)の事務を行うために必要な場合は、関係する都道府県知事や市町村長に対して、情報や資料の提供、その他必要な協力を求めることができる。(改正法第57条の2②)

(カ) 知事等の所轄庁に対する意見等(新規)

社会福祉法人の所轄庁でない場合であっても、その社会福祉法人の事務所や事業所、施設等の所在地の都道府県知事や市町村長は、その法人に対して適切な措置を取ることが必要であると認めるときは、その法人の所轄庁に対して措置を取るべき等の意見を述べるることができる。(改正法第57条の2①)

イ 国所轄法人の都道府県への移管等

H28.4.1に2法人の許認可等権限が中国四国厚生局から本県に移譲された。

ウ 国、都道府県の支援

厚生労働大臣は都道府県知事及び市長に対して、都道府県知事は市長に対して、社会福祉法人の指導及び監督に関する事務の実施に関して、必要な助言、情報の提供などの支援を行うよう努めなければならない。(改正法第59条の3)

社会保障審議会福祉部会報告書では、平成25年度に社会福祉法人の指導監督権限が都道府県から市に移譲され、市の職員に、法人の指導監督に必要な会計や福祉に関する専門的な知識が求められていることから、次のように求めている。

- ①都道府県は広域的な立場で研修を行うなど、市における指導監督を支援する必要がある。
- ②国は、指導監督が法定受託事務であることに鑑み、所轄庁全体の指導監督について、指導監督に係る基準の明確化等を徹底する必要がある。

3 既存法人の移行作業等

改正法は、平成 29 年 4 月 1 日から施行されるが、一部の条文は公布の日又は平成 28 年 4 月 1 日から施行される。

このうち、社会福祉法人の法人運営に関する施行日は、次のとおり。(附則第 1 条)

(1) 改正社会福祉法の施行日の例外

ア 公布の日

次の 2 項目については、改正法の公布の日から適用される。

(ア) 定款変更

全ての法人は、改正法に対応した定款準則 (H28 年 8 月頃発出予定) に基づき、平成 29 年 4 月 1 日までに定款を変更し、所轄庁の認可を受ける必要がある。この定款の変更は平成 29 年 4 月 1 日にその効力を生ずる。(附則第 7 条)

(イ) 評議員の選任

法人は、施行日までにあらかじめ新評議員を選任しておかなければならない。その場合の新評議員の選任の効力は平成 29 年 4 月 1 日に発生する。なお、旧評議員の任期は平成 29 年 3 月 31 日に満了する (附則第 9 条)。

イ 平成 28 年 4 月 1 日

以下の条文については、平成 28 年 4 月 1 日から施行される。(内容については前述のとおり。)

- ①地域における公益的な取組を実施する責務の明確化 (改正法第 24 条)
- ②特別の利益供与の禁止 (改正法第 26 条の 2)
- ③所轄庁による監督権限の変更 (改正法第 56 条・第 133 条)
- ④情報公開ルールの明確化及び対象範囲の拡大 (改正法第 59 条の 2・第 133 条)

平成 28 年度から適用となるもののうち、とりわけ重要であるのが「特別の利益供与の禁止」及び「情報公開の対象範囲の拡大」である。

これまで「情報公開」については国の通達に基づく指導であったが、今後は法令違反としての指導となる。

(2) 既存法人が平成 29 年 4 月 1 日前行う必要がある作業

ア 定款の変更

すべての社会福祉法人は、改正法に沿った定款準則が国から示された後、平成 29 年 3 月までに理事会の承認を受けて定款を変更し、所轄庁の認可を受ける必要がある。(附則第 7 条)

なお、改正法では、定款に定めるべき事項として評議員や役員等に関する事項及び理事会に関する事項が追加された。(改正法第 31 条①)

- ①目的
- ②名称
- ③社会福祉事業の種類
- ④事務所の所在地
- ⑤評議員及び評議員会に関する事項
- ⑥役員(理事・監事)の定数その他役員に関する事項
- ⑦理事会に関する事項
- ⑧会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- ⑨資産に関する事項
- ⑩会計に関する事項
- ⑪公益事業を行う場合には、その事業
- ⑫収益事業を行う場合には、その種類
- ⑬解散に関する事項
- ⑭定款の変更に関する事項
- ⑮公告の方法

※下線は変更又は新たに加えられた事項

定款は、電磁的記録（省令で定めるコンピューターで作成された記録）として作成することもできる。（同条②）

各法人においては、国からの通知等が示されてから定款変更の具体的な検討がスタートするが、定款変更の認可後、定款に定めた方法により新評議員の選任手続きを始め、年度内に選任を完了する必要がある、時間的な制約があることから、手続きを計画的に進めていく必要がある。

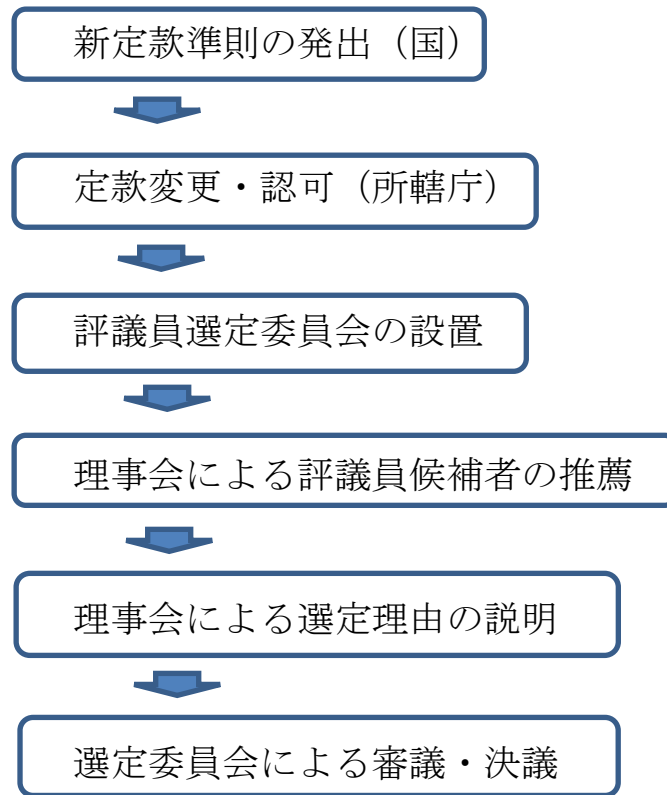
なお、平成 29 年 4 月 1 日以降の定款の変更は、新評議員会の決議によらなければならない。（改正法第 45 条の 36）

イ 評議員の選任

評議員は、前述の（ア）に述べた定款の変更後に、定款に定めた方法により選任する必要がある。（改正法第 39 条）

前述したように、理事又は理事会が評議員を選任することはできないので（改正法第 31 条⑤）、評議員の選任は、中立的な選定委員会を設置して行う等の方法により行う。

評議員の選任手順の例



改正法に基づく新評議員の任期は、平成 29 年 4 月 1 日から始まる。そして、それまでの旧評議員の任期は、平成 29 年 3 月 31 日に満了する。（附則第 9 条）

なお、評議員の役割（権限及び責任）がこれまでと大きく変わることはきわめて重要。その人選にあたっては、適切な候補者を選定するとともに、その職責について十分に説明し、理解を得て、慎重に選定手続を進める必要がある。

また、既存の法人で理事の定数が 6 人を大幅に超えている場合等には、評議員と理事の役割の変更を考慮し、適切な選任、定数となるよう検討する必要がある。

ウ 新役員等候補の選定

現在の役員（理事及び監事）の任期は、平成 29 年 4 月 1 日以降に開催される最初の定時評議員会の終結の時までとなる。（附則第 14 条）

なお、定時評議員会は、会計年度終了後一定の時期に招集しなければならない。（改正法第 45 条の 9①）

よって、最初の定時評議員会において新しい理事と監事の候補を提案して承認を得る必要がある。

改正法では、理事や監事の権限や責任がこれまでよりも大きく又重くなっている

ので、これまでの役員をそのまま候補とするのではなく、改正法の下での業務と責任を担うにふさわしい候補者として選定するとともに、法人の運営する事業に深い知識や経験のある人材を選定することが重要である。

また、一定の事業規模以上で会計監査人を置かなければならない法人（「特定社会福祉法人」）は、評議員会の決議を得て会計監査人を選任する必要がある。

このため、最初の定時評議員会までに候補となる公認会計士又は監査法人を選定する必要がある。

4 各年度における主な作業スケジュール

		制度関係	備 考
平成 28 年 度	28. 4. 1	改正法一部施行	特別の利益供与禁止、地域における公益的な取組、情報公開ルール変更 《定款の内容を公表》、所轄庁権限強化
	28. 5	決算理事会等	次年度以降の対応方針等の検討 社会福祉充実残額試算 (社会福祉充実計画の検討)
	28. 6. 30 までに	所轄庁への届出	事業報告書、財産目録、貸借対照表、 資金収支・事業活動計算書、監事の 意見書《監査報告書》、現況報告書
	遅滞なく	インターネットの利用による 公表	省令で定める書類 《貸借対照表、資 金収支・事業活動計算書、現況報告 書》の内容を公表
	28. 7 頃		(複数の会計監査人候補者から提 案書、見積書入手)
	28. 8 頃	H29 年度施行の政省令、定款準 則発出	(会計監査人候補者の選定)
	28. 11～	理事会・評議員会開催 定款変更承認申請	定款変更の審議・議決 認可後遅滞なく定款変更内容を公 表
	29. 2～3	新評議員の選任	《選任手順の例》 評議員候補者の選考 評議員選定委員会の設置 理事会による評議員候補の推薦 選定理由の説明 選定委員会による評議員の選任
	29. 3. 31	旧評議員の任期終了	
平成 29 年 度	29. 4. 1	改正法施行 新評議員の任期開始	
	5 月中旬	監事監査 計算書類、事業報告、これら の附属明細書の監査	(充実残がある場合) 社会福祉充実計画の作成のため、そ の事業費及び社会福祉充実残額に 係る公認会計士等の意見聴取完了

		地域公益事業の計画策定のための内容及び事業区域の需要について意見徴収完了
6月上旬までに	決算理事会の開催 計算書類、事業報告、これらの附属明細書の承認 役員報酬基準案の決定 (社会福祉充実計画案の決定) (会計監査人の選任に係る評議員会の議題の決定)	理事会終了後、定時評議員会の開催通知と併せて、各評議員へ貸借対照表、資金収支・事業活動計算書、事業報告、監査報告を提供
定時評議員会開催2週間前	計算書類等の備え置き	計算書類等を定時評議員会の日前の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置き、その写しを従たる事務所に3年間備え置く。
決算理事会から2週間後	定時評議員会の開催 新理事及び新監事(及び会計監査人)の選任 計算書類の承認と事業報告内容の報告 役員報酬基準の承認 (社会福祉充実計画の承認) 旧理事・旧監事の任期終了	
速やかに	新理事会の開催 新理事長を選定	
29.6.30までに	計算書類等及び財産目録等の所轄庁への届出 財産目録等の備え置き (社会福祉充実計画承認の申請)	

()内の記載事項は該当する法人のみ

【H29.4.1以降の改正社会福祉法での定義】

計算書類：貸借対照表、収支計算書

計算書類等：貸借対照表、収支計算書、事業報告、これらの附属明細書、監査報告

財産目録等：財産目録、役員等名簿、報酬等の支給基準を記載した書類、現況報告書

社会福祉法改正の背景

資料：社会福祉法人制度の在り方について（報告書）より

【社会福祉法人の在り方等に関する検討会 平成26年7月4日】

社会福祉法人制度を取り巻く状況の変化

1. 社会情勢・地域社会の変化
少子高齢化、都市化、過疎化、核家族化
2. 社会福祉制度の変化
措置から契約、市町村中心の取組、在宅生活支援
3. 公益法人制度の変化
かつての公益法人は一般社団法人、公益社団法人等へ移行、高いレベルの情報公開義務付

社会福祉法人の課題

（1）地域ニーズへの不十分な対応

○新たな地域ニーズの顕在化を背景に、制度で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる先駆的、開拓的取組の実施が推進。しかし、これらの取組が一部の社会福祉法人にとどまっていることや、取組を実施している法人であっても、利用者や地域住民から十分な評価を得られるような仕組みとなっていないことにより、社会福祉法人の役割や存在意義が広く認識されていない状況がある。

（2）財務状況の不透明さ

○内部留保についての説明責任が十分になされていないと言われている。

（3）ガバナンスの欠如

○他の法人制度と比較してガバナンスを確保する仕組みとして十分とは言えなくなっている部分がある。

○高い公的性格を持つ法人制度でありながら、現実には私物化とも取られかねない運営が行われたりしているという批判がある。

（4）いわゆる内部留保

○社会福祉法人は、制度や補助金、税制優遇に守られて高い利益率を有しており、これを社会福祉事業等への積極投資や地域還元することなく、内部留保として無為に積み上げているとの批判がある。

（5）他の経営主体との公平性（イコールフットイング）